

豊中市立第五中学校PTA会則 改正（追加）（案）

2026年5月1日

今回、会則を改正（追加）したい箇所は以下の通りです。

第12章 免 除

第29条 PTA 役員・委員免除について、役員・委員選出前に所定の用紙で申請することで免除規定に沿って免除を受けることができる。

第30条 役員・委員の免除は下記の通り規定する。

- 1.三役(会長・副会長・会計)経験者は、申請することで永続的に免除を受けることができる。
- 2.委員代表者は、申請することで次年度より2年間の免除を受けることができる
- 3.委員は、申請することで次年度の免除を受けることができる。
- 4.役員・委員選出時にPTA 活動に支障が出る程度の病気や怪我を患っている場合、申請することで免除を受けることができる。

(改正の理由)

・別紙(PTA入会案内等)には記載されているが、PTA会則に記載されていなかったため、改めて会則に明記しておくため。

付 則

8. 令和8年（2026年）5月15日一部改正。

〔第29条および第30条追加〕 … 即日実施

(追加)